

第二十二回
国会

参議院文教委員会會議録第二十四号

昭和三十年七月二十六日(火曜日)午後
三時十六分開会

委員の異動

七月二十五日委員佐藤清一郎君辞任につき、その補欠として松野鶴平君を議長において指名した。
本日委員松野鶴平君辞任につき、その補欠として佐藤清一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 吉田 萬次君
委員 荒木正三郎君
雨森 常夫君
大谷 肇清君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
堀 末治君
加賀山之雄君
安部キミ子君
高田なほ子君
村尾 重雄君
山田 節男君
松原 一彦君
赤城 宗徳君
松村 謙三君
田中 彰君

衆議院議員

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部大臣官 房総務課長 田中 彰君

文部大臣官 北岡 健二君
房総務課長 小林 行雄君
文部省管理局長 小 林 行雄君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の会議に付した案件
○公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(笹森順造君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。
○委員長(笹森順造君) ちょっと速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(笹森順造君) 速記を始めます。それでは委員長から発言をいたします。この公立小学校不正常授業解消促進法案が出たのでありますが、この概略について提案理由の説明を政府当局から聞いております。しかるに衆議院の方において修正案が提出せられております。この修正せられまして部分に關する文部当局の意見の開陳を求めたいと思ひます。松村文部大臣からこの際のことをご承知したいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) これはきょうの閣議におきまして衆議院の委員会

のこの修正につきましても政府の意見をとりまとめたのでございます。この修正案の要点は、○・七坪の現在の考え方を、標準の○・九坪と規制するものが重点でございます。これは原案は政令によって定めることになっておりますが、これを法律に○・九坪と明示したところに重点があるものと存するものであります。そういうわけでございまして、予算の範囲内におきまして地方公共団体の財政の実情を勘案いたしまして実行上適切な運用を行うというふうにいたしてこの修正に同意をいたしたいと存するのでございます。

○堀末治君 そうすると今までは○・三坪……
○政府委員(小林行雄君) 今まで法律がございまして、予算措置として從來不正常の補助金を出しておつたのであります。從來は大体○・七といふことでやつておつたのであります。ただしその中でいわゆる詰め込み授業の分は一教室に何人詰め込んでおるかといふことで、その教室の中で収容児童の一人当りの面積が出て○・三五といふことでやつて参つた……

○堀末治君 そうすると今まで政令では○・七坪になっていたのであるが、
○政府委員(小林行雄君) 政令で定めるといふことにして、その政令の内容を一応予定いたしました。○・七にしたい、こういうふうには私どもは考えていたものであります。衆議院における修正では、政令に譲ることをしな

い、法律にはつきり明示し、しかも

大体文部省の從來の予定であつた○・七を○・九坪に引き上げる、こういうことでございます。

○堀末治君 そうすると何ですか、この間うちからこれは危険校舎の改築について今年の予算ではおよそ何坪できると、こういう御答弁がありましたね。その答弁はそうすると○・七坪で計算の御答弁ですか。

○政府委員(小林行雄君) 危険校舎の方は從來○・九坪でやつております。正常の方は從來○・七坪でやつておつた、それを危険校舎と同様に○・九坪にしるというのが衆議院の御修正の趣旨だと思ひます。

○堀末治君 そうしますと、その御答弁からだ、危険校舎の方は○・九で計算になっておるのですね。
○政府委員(小林行雄君) さようでございませう。

○堀末治君 わかりました。
○川口爲之助君 不正常授業解消のために現在の児童生徒数を対象としたした教室の不足坪数、これは全国的に見てどのくらいになっておりますか。

○政府委員(小林行雄君) これは昨年の五月一日現在の調査でございますが、これは年々五月一日現在でこの公立文教施設の実態調査というのをやつております。今年度はまだまだとまりませんが、昨年五月一日現在の調査によりますと、大体全国で不正常授業の教室数を申しますと、約一万一千二百四十一教室といふことになって

おります。ただしこの中でいわゆる基

準と申しますか、○・九坪未満のものだけをとりまして九千四百六十三教室でございます。それが○・九坪未満のいわゆる基準未満の教室数でございます。ただこの中でこれはたとえば戦災復旧の關係で不正常になっていふといふようなもの、それから中学校ができておつたために小学校を中学校に転用しておつたものもございましたので、そういうものを差し引きいたしました。そういたしましたものが大体五百四十七教室というふうに文部省の調査では出ております。それを差し引きいたしましてさらに昨年東京都が自力で相当多数の二部授業解消のための建築を行なつておられますので、そういうものを差し引きいたしますと、本年度の年度初めの不正常授業の解消に要する教室数は二千八百二十一といふふうに文部省では数字を押えております。この三千教室、九万二千坪でございます。これを今後予算補助をもつて解消する、こういう計画でございます。

○川口爲之助君 九万二千坪でございますね。そこで本年は就学児童が激増をいたしております。それから自然増による教室の不足、さらに社会増による教室の不足、この数字は今のうちに入っておりますか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように本年度で大体義務制で五十万程度の児童がふえるといふことでござい

ますが、この自然増による児童のふえ方は必ずしも小さい学校のみふえてくる

というわけではございません。基準の上から申しまして相当余裕のある学校にもふえてくる分もあるわけでありまして。そういったことは各地で違つて参りますのではつきりした児童の自然増による不正増の増加ということとはまだはつきりつかめておりません。それから社会増の部分いわゆる都市への集中ということによる児童増でございますが、これも実は年々の趨勢はございまして、これも年度によつてかなり違つておられますので、はつきりした数字はつかめておりませんので、現在の文部省の計画では、二十九年を基礎にいたしまして、三十年度当初の大体二千八百二十一教室を三カ年程度で解消したいということと、いわゆる自然増あるいは社会増、ことにまあ大都市の社会増の分はこの中に計上されておらないわけでございます。

○川口爲之助君 ところでこの自然増、社会増による増減は、これは本法案が適用されますか。

○政府委員(小林行雄君) 社会増によつて実際不正が起つてくる場合には、むしろこれは適用されるわけでございます。また自然増によつて基準が○九坪未満になつて、そして不正増を適用するわけでは、この補助金は適用されるわけではございません。またこの際起債関係でも、こういったものについては自治庁の方で生徒、児童増による校舎建築の部分を見ておるといふふうになつております。

○川口爲之助君 自然増も社会増も大体九万二千坪の中に入る。そこで本年度予算で約三万坪が解消されることになつた。そういったしますと、なお六万何がしかというものが残るわけでは

ありますが、さらに自然増による増がこれ三十四年度まで漸増されるわけですね。そこで本年度と同じ増加率に至るの、三十七年度と、こう考える。そこで社会増は依然として騰勢が続くであろう。こう考えるのでありますが、そういったしますとこの六万坪、それから自然増、社会増によつて不足を告げるものを加えますと、膨大な数字になる、かように考えます。一方危険校舎、これは今後五カ年間に於いて解消するということに相なつておられますけれども、実際の状態、つまり終戦直後に建てられましたいわゆるバラック校舎はすでに老朽危険校舎になつておるものが大部分であります。それとこれを加えますと、文教施設の整備、これは地方財政が次第に窮乏してゆく、この点とにみ合せましてかなり困難な局面に突入するのではな

いかと、かように考えるのであります。そこでこの第四条の補助率であります。これは三分の一ということに相なつておられます。別の先の負担法によりまして二分の一ということになつておられます。でありますから、私どもはできるならばやはり負担法による補助率二分の一に修正されることを希望するのであります。そして次年度から十分に予算の裏づけをして、そしてこの解消に努めてもらいたい、かように考えております。まあこれは一つの希望になります。

○政府委員(小林行雄君) この補助率の問題でございますが、これは不正増の解消のための補助も危険校舎と同様大体三分の一ということにいたしました。御承知のように戦災小学校の復旧あるいは転用小学校というものが二分の一ということになつてお

ますが、戦災は御承知のように直接国の責任で、まあその被害を解消するといふものでございまして、転用小学校も御承知のように新学制の実施、六三制の実施といふようなことが起つてくるわけでありまして、国の直接の責任に基くもので、それから危険校舎あるいは不正増の解消といふものは戦災等に比へまして国の責任という点で幾らか軽重の差があるのではなからうか、原因に対するその責任の差異というようなことでこれらの方は補助率を三分の一ということにいたしておるの

でございます。

○川口爲之助君 負担法による義務教育の延長によるという項がございまして、それはやはり二分の一ということになつておられますが、それとこれとは同一のものじゃないでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 年限延長の場合はこれは国の政策として新学制の実施をしたというふうに考えますし、この児童生徒の増加ということとは必ずしも国の責任だけで起つてきておるものではない、従つてその間に多少責任の軽重といふものがあり得るのじやなからうかというふうに考えております。

○川口爲之助君 この町村合併が多少の困難は伴ひましても大体順調に進んでおります。そこでその目的は申すまでもなく事務簡素化、行政の確立といふことにあると同時に、合併町村内の学校の統合といふことも一つの目的であらうと思ふ。そこでこの場合における学校の統合といふことを当局としてむしろ促進奨励の方法をとつてもらいたい。たとえばこの補助費のごときも統合される学校に対しては優先的に

やる、こういうような方法をとつてもらいたい。かように、これも一つの希望条件です。

○政府委員(小林行雄君) 町村合併の結果学校が御承知の通りに小規模学校が統合されて適正な規模になる。そして運営も従来よりうまく行われ、また経費もあるいは節減されるというふうなことになるすれば非常にいいわけでございますので、そういった面からこの町村合併に協力するという意味で従来もその他の条件が大體同じような場合には町村合併をした結果統合するといふようなものを優先的に取扱うといふようなことをしておつたのでございまして、しかしこれだけでは必ずしも十分とは思われませんので、今後一そうこの学校統合に協力するといふ意味から、文部省の方で特に指示して統合させるわけじやありませんけれども、そういった統合の場合には従来と異つた基準で補助を出すようなことを今後考えたい、こういうふうに思つております。

○川口爲之助君 行政管理局と申しますが、この監察部の教育補助費の調査に対する報告でございますが、これによりまして昭和二十二年からして昭和二十八年までの補助総額大体二百億円以上になつておると考えます。この補助費の効率的使用とその状況を文部省の方にも御報告になつておると思いますが、それによりまして調査の対象の約四〇%以上が不当不正と申しますか、というふうな処置されておる。特に教育委員会の指導監督権といふことについて強く要請があつたようであり

ます。それでこの報告に徴しまして従来通りの補助金の交付でいく場合はやは

はり同様の事態が発生するおそれがある、かように考えております。この点について第六条において制限をされておられますけれども、できるならば補助対象の工事が完了したその後において補助金を交付したならば、抜本的にその弊害が除かれるのではないかと、このように考えております。この点いかが考えておりますか。

○政府委員(小林行雄君) この公立文

教施設関係の補助金を補助の条件等に違反していわゆる会計検査の批難事項に載せられたものが相当あることは事実でございます。二十八年度は、従来予算の法規がございまして、従来いわゆる予算補助としてやつておりましたものがその予算補助の条件の字句等のいろいろあいまいな点から、あるいは従来基準が非常に最低基準で窮乏であつたといふような点から、また文部省の指導が必ずしも十分でなかつたといふような点から、いろいろ原因があつたと思つておりますが、相当会計検査の批難の対象になつておりました、その点はまことに残念なことと思つております。その後御承知のように国会でいろいろ各種の補助金の種類ごとに従ひまして、法規も整備せられまして、まだいろいろこの補助の基準もはつきりする、また基準も従来のたとえば最低基準が暫定最低基準になつたといふふうな高められました結果、今後はこういった従来のような不当な事例といふものが非常に減つてくるというふうな、文部省としては期待をいたしております。

ただいまお尋ねのございました補助の対象については、工事を完了したあとで補助金を出したらどうかというお

尋ねてございますが、もちろんそれの一つの方法かとも思いますが、しかしまあ町村によつては非常に財政の困難な折にもかかわらず、非常な努力をしてこの校舎の改築をやるというところもございまして、工事が全部完了したあとにこの金は出すのだということになりまして、工事の進捗にも差しかえることが想像されますので、そういった点ももちろんこの指導によつて、たとえば府県の教育委員会と市町村が直接やり方があるという趣旨の指導をとおして、市町村に金を出して、工事を完了後に補助金を出す、すべて工事を完了後に補助金を出すというのではちよつと市町村に對して酷ではないかと考えております。

○川口爲之助君 まあ工事の促進をはかるために事前に補助金を渡すということはよくわかるのであります。けれども、申請のあったものに対して文部省が許可の指令と申しますか通知をするのは大体二月ぐらいかかるという話であります。その点はいかかでしょうか。また国と施設者との間に立つて全責任を負つて工事その他の促進をやるべき教育委員会自体がどうもあいまいであつてはなはだ不安定じゃないか、この点を特に一つ文部省としては監督を厳重にしてもらいたい、かように存じます。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの御趣旨の通りに考えます。

補助金の条件になつて、あるいは補助金の目的外に補助金を使用するという事例に對しましては、今後やはり十分監督を厳重にしまして、場合によつては補助金の返還ということもやらなければならぬと考へております。

なおこの補助金の補助の指令が出る

までに相当時間がかかるということでございますが、これにつきましても府県の方でいろいろ調整をして文部省へ持つて参りますまでに相当時間はかかるのでございまして、なお文部省としてもいろいろ台帳との照合等にも多少の時間はかかりますが、できるだけ短時間のうちにこれを処理したいと考えております。

なお最後に、府県の教育委員会は実態をあまり把握しておらぬ、従つて国と市町村が直接やり方があるという趣旨の指導をとおして、市町村に金を出して、工事を完了後に補助金を出す、すべて工事を完了後に補助金を出すというのではちよつと市町村に對して酷ではないかと考えております。ましては、六千件以上もあるこの補助金の件数から申し上げまして、市町村の状況すべてを把握するということがなかなかありませんので、できるだけやはり府県の指導、あるいは府県の指示というものを重んじて、しかし市町村の状況は、台帳その他十分にらみ合せて補助の指令、あるいは補助の遂行に間違ひなきを期したい、こういうふうに考へております。

○川口爲之助君 今のは、教育委員会を抜きにしてやれと申し上げたのではないのです。教育委員会の監督というものを厳重にやってくれという希望なんです。私の質問は終ります。

○委員長(佐藤順造君) 質疑のある方は引き続きお願いいたします。

○荒木正三郎君 不正常授業を解消するためには、九万二千八百坪の教室を建設しなければならぬということになっております。これは何年計画でこのだけの坪数を建設するのであるという計画ですか。

○政府委員(小林行雄君) 文部省の現在の計画では、今年度以降三年というふうに考へておつたのでございまして、この衆議院の方で法案の御修正がございまして結果、一応この九万二千坪というのはかなり増加することになると思ひます。根本の差し当つての早急な計算ですと、約十三万坪程度になることになりまして、現在程度の予算の獲得状況でありますと、三カ年が四カ年くらいに、一年くらい延長されることになりやせんかというふうに考へております。

○荒木正三郎君 この点については、文部大臣としては、やはり三年計画くらいでやりたいとお考へですか。あるいは衆議院の修正で相当坪数がふえたので、四年とかあるいは五年計画というふうな考へを持っておられるのか。その点伺つておきたい。

○国務大臣(松村謙三君) これはできるだけ三年くらいで済ませたいとお考へておりますけれども、同じ種類のものがたくさんございまして、たとえば高等学校の老朽校舎などもやはり入つて参ります。その予算の獲得という点にはなかなかのことと思ひます。が、私もどなたもいたしましては、やはり三年計画くらいでこれを坪数が広くなつてしまつてもやりたい。こういうふうに考へております。

○荒木正三郎君 それから先ほども御質問がございましたが、この九万二千八百坪、あるいは衆議院の修正によつて大体十三万坪くらいにふえるのじゃないかというこの数字ですね、これは現在を基礎にして計算された数字であるのか、あるいは来年、再来年あるいは昭和三十三年度ですか、昭和三十四

年までの生徒児童の増加というものを一応考へに入れて、そうして計算された数字であるのか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) この不正常授業の、坪数の算定期限の問題でございまして、これは現在でございまして、次年度以降の増加分というものを一応含んでおります。これは非常に次年度以降の増加の、増加と申しますか、実際、自然増の児童数の増加というものはわかりませんが、これがどの程度という学校に吸収されていくか、あるいはまた社会情勢の関係で、どういふふうな都市に集中していくかというふうなことがなかなかはっきり把握できないものでございまして、前年度の数字を大体基礎にいたしております。

○荒木正三郎君 私はそこに相当将来の三年計画でこれを解消していくということになると、實際上相当な齟齬がその間に起つてくるのじゃないかと申します。その間に懸念するわけなんです。人口増加の傾向が顕著であります。従つて大都市はこの不正常授業というものがなかなか解消しない、こういう状態が続くんじゃないかと思うのです。そういう意味において、やはりそういうことも考慮に入れて、大体この見込みというものを考慮に入れてこれを考へていかなければ、依然として、せつかくこういう好ましい法律ができて、やはり問題は残つていくというふうな思ひますので、そういう点は今後とも御注意をいたしたいと思ひます。それからこの不正常授業ですが、衆議院でこの不正常授業の内容を

この法案に規定したということは、私は非常にいいと思つております。原案ではこれを政令にゆだねておつたのですが、まあ政令にゆだねるよりも、こういふふうに法律の表面に規定するということには非常にいいと思つております。ただこの際、不正常授業の申請は地方公共団体がする。この地方公共団体というのは府県をさすのですか、あるいは市町村をさすのですか。

○政府委員(小林行雄君) この学校の補助金の関係は、従来も設置者がやるということでございますので、小中学校、この不正常授業の解消の場合は小中学校でございまして、設置者が市町村でございまして、設置者たる市町村がやるということになります。

○荒木正三郎君 そうすると市町村が直接文部省に申請をして、そして文部省がこれを許可すると、こういう工合になるのですか。あるいは都道府県において取りまとめをして、そして文部省に申請する、こういう工合になるのですか。

○政府委員(小林行雄君) 大体この補助金の配分が府県を通じてやるということになつております。従つてこの補助金の交付の申請の方も、府県を通じて国の方へ持つてくるという形になるのでございまして。

○荒木正三郎君 不正常授業を解消するための校舎ですね。この中には鉄筋で作る校舎も含まれていくかどうかです。

○政府委員(小林行雄君) 鉄筋で作るというのは、この不正常を解消するために新しく増築する分が鉄筋という……。

○荒木正三郎君 そうです。

○政府委員(小林行雄君) 大体まあ八五%、一五%というふうなことで、一五%程度は鉄筋の比率を認めるというふうに考えております。

○荒木正三郎君 私その点は、この法律でどういうふうな規制されるのか伺っておきたいと思うのですが、たとえばですね、この不正常授業の多いのは大都会が多いわけですか。そういうところではやはりせつかく校舎を建てるという場合には、まあ鉄筋で建てよう、こういう意向が相当強い、そういう場合合にやはり鉄筋で建てた場合も、鉄筋で建てるか、あるいは木造にするかということは、これは地方の公共団体がやっぱりきめるべきことと思うのです。それをその予算の配分から木造八五%、それから鉄筋を一五%、こういうふうな予算執行上規制しておく、地方の意思をこれによって曲げるということになると思うのです。これはこの法律の趣旨とするところではないと思うのですかね。どうでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 大都市等におきまして、戦災あるいは社会増というふうなことから不正常が多いのでございしますが、その不正常授業を解消するために新たに作る校舎として、鉄筋をお建てになりたいという御希望が相当強いことは事実でございます。ただ予算上は先ほど申し上げましたように、大体一五%といったようなワケがございします。このワケについては、この鉄筋の御希望が非常にたくさんあります。すれば、ある程度は、大蔵省等とも交渉しましてその比率を高めるといふこともできない相談ではないと思ひますが、しかし、それにいたしましてもワケがございします。そのすべての御

希望に全部沿ひ得るかどうかということになりますと、多少疑問がございします。どうしても鉄筋でなければ建てないのだというふうな校舎につきましては、一年くらいあるいはお待ち願うというふうなことも起るかと思ひますが、あります。できるだけその市町村の御希望に沿うように文部省としては努力いたしたいと思ひます。

○荒木正三郎君 そこで文部大臣に所見を伺っておきたいのですが、将来、学校の建築については、やはり依然として木造でやっていくのか、あるいはこの鉄筋の方に相当比重をかけて、できるだけ鉄筋校舎に改善していくのだというふうな、どちらの考えをとるかという問題が私はあると思ひます。この問題は非常に私はむずかしい問題であると思ひます。一方で二部授業が行われておる。それから多数の危険校舎がある。それを一々鉄筋でやっていくという事になれば、膨大な予算が必要。とてもそういう予算は出ない。しかし当面そういう不正常授業あるいは危険校舎を解消しなければならぬというので、どうしてもその場の応急策として、安上りの木造で間に合せよう、こういうことになりがちであります。しかし、この際やはり私は、このいう小学校とか中学校とか、多数の子供をあずかる建物としては、どうしても鉄筋というものを主体に今後計画的に建築をしていかなければならぬ、そういうふうな考えののですが、これは実際問題としてはむずかしい問題ですが、今のうちに木造八五%、鉄筋を一五%、こういう比率では私は将来非常に困ると思ひます。そういう点、文部大臣の今後のこういう学校建

築に対する方針です、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) 実はその点は、きょうも危険校舎のもう一つのなにて衆議院の方で付帯決議を付加されておるのであります。その中に今お話の通りでございます。その中今お話をしまして、これに對してどう考えるかという事でございしましたが、できるだけ、その率は今一五%だけ、先刻お答えしたようなわけで永久建築を認めておるのであります。それを漸次率を上げていきたいと思つております。そういうふうな予算を組んで要求をいたしたいと思つておりました、全部を永久建築にすることはできませんけれども、その割合を漸次増していきたいと思つておられます。その増すにつきますとも、できるだけ巾を大きくいたしたいと思ひますが、これは財政の關係がありますから、今具体的にどれだけという事は言えないのであります。

○雨森常夫君 第五條の二項にありまして「その他政令で定める特別の事由」とありますが、その「特別の事由」というのはどういふふうなものでございしますか。一つ二つ何か例をあげて下さい。

○政府委員(小林行雄君) 第五條の二項の「その他政令で定める特別の事由」と申しますのは、文部省で現在予想しておりますのは、その学校の校舎の建築の坪数に比べて、この補助を行う部分の坪数が少なくて微量配分になるといふような場合には、一・〇八までその基準を高めることができるといふふうにしていただいております。

○雨森常夫君 微量配分というのは、○政府委員(小林行雄君) その学校の校舎の坪数から換算しますと、不正常

授業を行なつておりましたも補助の対象になる部分がきつめて少い、そういうような場合には基準を一・〇八まで高めて計算して、その基準に該当する部分を幾らか多くするという考え方でありまして、

○雨森常夫君 それからもう一つ、一・〇八というのはこれは修正部分だからお聞きするのはどうかと思ひますけれども、一・〇八には何か根拠があるんですか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように現在中学校のほうでは暫定最低基準として一・〇八坪という一応基準を使つておられますので、それを修正の際にそのままお使いになったものと考えしております。

○加賀山之雄君 大臣にお伺いしたいのですが、実は先日委員会でも政務次官にお伺いしたのですが、今回公立学校不正常授業解消促進臨時措置法案と、それから危険校舎を早く解消するための法律案と二つ出て参つておるもので、これはいずれも時宜を非常に得たものと思ひますが、伺つてみますと、いずれも非常にその該当坪数が多い。従つてこれに対する予算が非常にかかるといふことでございまして、先ほど質問にもございしましたが、国の負担、それから地方財政の負担も非常に多いわけではございしますが、現下のこの予算規模において中央地方を通じて大臣は今の応答で、たとえば危険校舎は今のペースでいけば五年くらいはかかるだろう。これは漠然たる考えで、五年間で解消するといふお答えではなかつたのです。これは三年の予定だが、さらにまた坪数がふえたからあるいは四年になる、あるいは五年になるかもしれ

んというお考えのようですが、大臣としては今の規模においては一体何年でこういうものは解消すべきものかというようにお考えになつておられますか。

○国務大臣(松村謙三君) これは國に大体御承知の経済再建六カ年計画というものがございしますから、こういうこともあの中へ組み入れませんでも、大体の予定をあのワケの中へはめ込んでいきたいものと思ひまして、経審の長官などもそういう話をいたしてあります。従いまして大体は六年と申しますけれども、こういうものは五年で計画を見込んで、あと一年の余裕をみておいてやりたいものと思ひて努力をいたしておりますが、どういふことになつてしまふか、今のところは十分の見当はつきませんけれども、この程度のことではせひいかようなことがあろうとも、政府の方針としてこれだけのことはやつてもらいたいものだと思つたわけでございます。

○加賀山之雄君 私に言わせていただくなれば、経済再建あるいは自立経済建設のための五カ年あるいは六カ年計画というものが立つておる。ところが教育というものはこれは百年の大計であつて取り戻しができないという性質を持つておるわけですね。一方は校舎が危険だ、一方は不正常授業だと言つて、二部教授だとか、一教室七十人以上も詰め込んだ教育では、とてもほんとうの教育はできないと思ひます。そういうことで放置するといふことは、これは大へんな問題になるわけではございします。これはあとで取り戻しがつかないというものは、ことに義務教育当時の教育というものは取り戻しがつかない、こ

ういう性質を持つておるものですか
ら、私は閣議決定なりを経て、その年
その年の予算折衝で大蔵省でしうい顔
されて、減らされて、このくらの予
算がとれば何年で済むのだという、
こういうことであつては、私は五年や
六年ではとても解消しないことを非常
に危惧する。五年六年でも非常に遅い
と思う。もっと早くしてもらいたい
のだが、しかしそれは少くとも五年でこ
れは確実に解消するのだという強い信
念、確信をもつて政府にやっていただ
かなければならぬ、かような気がする
のでございまして、その点を特に一つ
大臣にお伺いしたわけですが、お伺い
すると同時に、これの希望をぜひ大臣
にしなければいかぬと思ひます。
○国務大臣(松村謙三君) 不平常な
のはできるだけお話の通りに、ことに
早く解消する必要があると思ひまし
て、努力いたしたいと思ひます。
○加賀山之雄君 それからこれは法律
の内容ですが、先ほどからお話が出て
おります大都市なんかでは、校舎が、
特にこれは構造からいっても鉄筋に
なければならぬということもございま
しょうし、また一方土地がなかなか得
られない。これは義務教育ですからど
こへでも建てられるという性質のもの
じゃないので、やはり校区に相当する
ところに学校を求めなければならぬ
い。そういう場合土地が必要になつて
くるわけですが、ここに校舎の建築と
あつて「買収その他これに準ずる方法
による校舎の取得を含む」となつてお
ります。その土地の取得はもちろ
んこの中に入っていないように思ひ
ますが、その通りでございしますか。こ
れは局長から……

○政府委員(小林行雄君) 公立文教の
関係で、土地を補助の対象にする例は、
ほかにはございせん。災害の場合に
一部土地の補償をしたことがございま
すが、他の例と同様に、この法律でも
その校地の補助というものは一応考
えておりません。校舎の建築費だけを
国の補助の対象にいたしておるので
ございします。
○加賀山之雄君 私はこの不平常授業
の内容が各号によつていろいろありますが、
「収容児童一人当りの面積が〇・三五坪
以下の普通教室を使用して行う授業」
こういうふうになつておつて、これは
不平常授業であるが、これが〇・三
六坪、〇・三七坪だった場合はこの中
へ入つてこないのですが、しかし〇・
三五坪以下だったら普通教室に入る、
〇・九坪とか一・〇八坪とかいうのは
どうなのかわかりませんけれども、そ
こは非常にこういう書き方をすると段
階ができるように思ひますが、そう
いう心配はないのですか。
○政府委員(小林行雄君) 第二条の一
項の三号にございしますが、これはい
ゆる詰め込み圧縮の授業を継続した場
合でございまして、ただその場合に、
一人当り〇・三五坪ということであ
つたわけですが、しかしそれ以上
の場合でも、たとえば二部授業が行
われておるとかあるいは学校の出入口
を教室として使つておるとかいうよう
な場合には詰め込みの事項に該当しな
い。でも不平常授業に該当するといふこ
とは国の補助の対象になるわけでは
ございします。
○堀末治君 これはこの法律に直接関
係があるような問題でござ
いしますが、大臣にちよつと御相談です

が、実は御承知の通り昨年十五号台風
で北海道にたくさん風倒木がで
た。この間林野庁から頼まれて私は農
林関係ではございせんけれども、君、
北海道だからというので風倒木の現地
を調査してぜひこの処置について知恵
をかりたい、こういうことで五人
連れで北海道の風倒木を見にい
た。あのりっぱな森林が荒らされてほと
うに無惨な状態になつておりますが、
それを調査してみますという、最初
五千万石、六千万石と言つておつたの
が実際林野庁の調査したのが六千三百
五十万石だった。どうしても搬出の
きないのがおよそ九百万石ある。五千
四百五十万石は搬出可能なものであり
ます。これはちよつと北海道の今まで
立木を切つておつたものの三分に当
る。それで林野庁ではこの処置に非常
に困つておる。何とかこの処置につ
いて現地を見て、知恵をかりたいと
いうのであります。そこでこの間
帰つてから衆参両院の連中が林野庁に
呼ばれて、ある所で合合しまして、こ
の処置についていろいろおの意
見を言つた。私も思ひつきの意見を二
三言つたのですが、そうしてちよつと
行つたのが文教関係の者が一人だつ
た。そんなことで、この法律はここで審
議されておられますでしたけれども、
ちよつと今の危険校舎の解消の法律を
審議した直後でございしましたが、私は
こういう案を出したのであります。今政府
は二十億以上からの予算を出して危険
校舎の解消をやろうといふつもりで
が、こんな宛てのない、ただ闇に寝か
して置いて、土間に寝かしておくと
いうことをするよりも、むしろ危険校舎
の改築の方に向けて、できるだけこれ

を長期に校舎の改築の方に貸し付けて
危険校舎の改築を促進させると同時
に、風倒木の処置を進めるようにした
らどうか、こういうことを私は提案し
た。そうすると議員諸君はそれは大へ
ない案だ、こういうことでありまし
て、二、三の議員諸君からぜひ君文教
委員会が松村文相にこの事を話して、
できるだけ一つ文教の方でもさうい
う方針で林野庁とも相談し、それを長期
に貸し付けるといふことについて政府
の意見をまとめるように発言しては
しい、こういうことでございしました。
そんなことで、私せつかく予算は、金
はちよつと三億四千万円なり二十億
あるので、それはそれとして、金は
あるいは何年にするか、これはまあい
ろいろ計算するのはか御相談にもより
ましようけれども、さうしてできるだけ危
険校舎をわずかながらもそれによつ
て解消するといふ方法が何ほどなりと
もとれるのじゃないか、実はかように
思つておるのです。同時にそれを聞い
た二、三の議員が、それは非常にいい
案だから、林野庁長官も大へんけつこ
うだから私の方でも研究いたします。
こういうことでございしましたが、お耳
に入つておればともかくも、お耳に
入つておられませんでしたら、こういう
問題どうでございしょうか。
○国務大臣(松村謙三君) 実はそのお
話は今初めて私承承るのでございま
す。しかしあちらの大学林なども前の
風倒木も非常に多いものでございま
して、それでそれに対して大蔵省の伐採
の費用を出してくれまして、それでこ
れからの伐採をやるところでござい
ます。もう着手しておるところがある

かもしれない。そういうわけでありま
すから、大へんおもしろいお考えのよ
うであります。そういうことが実行可
能であるかどうか、早急に私どもの方
で調べさせて、そのときまたお答
えいたします。
○堀末治君 ついでですから、全然こ
れは文教に關係ないことではござい
ますけれども、政府として当然お考え願
うことがいふかと思ひますが、今の
風倒木の処置の問題について、私はも
う一つこういう案を出した。やはり北
海道のもので、それから北海道で処理す
るのが一番いい、経費もかかりませんし、
そのためには北海道の方が、御承知の
通り北海道は今の危険校舎あるいは不
平常授業、不平常授業は北海道は少
いかもしれないが、危険校舎は多くは
ないかとただ察するのですが、そこで
ぜひさういふことについては真剣にお
考え願ひたい。と同時に直接これに
關係ないので、風倒木の処置のため
に北海道にうんと家を建てさせたら
どうか、御承知の通り北海道には家が
足りない、こちらの方から人が行き
たくても要する家がなくて行けない、
でありますから、あるいは相当の事業
場、会社、さういふふうなものにもあ
る程度木材を安くするといふことは
やかでございせんか、ある程度、
相当の価格でもいいから長期にでも貸
し付けてさうして社宅のようなもの、
あるいは通産省あるいは大蔵省それぞ
れみな業者とのつながり關係があるこ
とでございしますから、さういふ方針を
立てて、さういふ方面と要するに相談
をなさつたらどうか、さういふことで
実は提案しておるのであります。こ
れは全然文教には關係ございせんか

ら、いわゆる風倒木の処理についての問題でございますから、何かそれらもお話が出たら、あわせて一つ政府としてお考え下さることをこの機会に希望申し上げます。

○委員長(笹森順造君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（笹森順造君） 御異議ないと認めます。速記をちよつとやめて下さい。

【速記中止】

○委員長（笹森順造君） 速記を始めて下さい。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○堀末治君 私は本案に賛成するものであります。幸いに不正常授業の問題につきましては、私昨年同僚議員とずつと各地を見て参りました。まこととに戦災都市のごときは見るに忍びない

ような状況をまのあたりに見、かつまたその学校の当局者あるいは市町村の各位から契機を訴えられて非常に気の毒なことで、これは一日も早く何とか処置して上げなければならぬと、実はさように感じて帰って参りました。

府みづからこういう法律を作って御提案下さいましたことは、まことに時宜を得たものと心から賛成するものであります。ただししし国家の財政規模が小さいので、私どもが希望するだけの予算措置ができないのは遺憾ではございますが、しかし先ほど来の大臣の御答弁にもありました通り、できるだけこれは急速に解決するように努力したいという熱意も示されておることので

ざいますし、私どもは本法案に対して心から賛成いたしたいと存する次第でございます。ことに本委員会としては衆議院から回ったのが非常に時間が短いので、なお一そう詳しく検討を要することが多々あると思いますが、衆議院の方も非常に熱心に検討されていろいろと適切な修正も加えられておることでございますから、私はこの修正にことごとく賛成いたしましたして、本案をこのまま通過させていただくことを切に希望するものであります。なおまたこの法案を通過させていただきましたら、明日におきましては、こういうような決議を付しておいていただきたいと、実はかように存するのであります。

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に関する附帯決議案

本委員会は公立小学校不常授業
解消促進臨時措置法案について次の
附帯決議を附して賛成する。

一、本法律に基く予算額の積算にあつては、予算執行年度の不正常授業の実態に即応せしめることは勿論更に爾後の児童の急増に依る不正常授業の増加の状況にも即応するよう措置し、早急にその解消を図ること。

二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に関する予算措置にあたっては、現在の比率を大巾に引き上げること。

以上の決議案であります。どうぞ皆
さん方の御賛成を切に希望する次第で
ございます。

○荒木正三郎君 私は社会党第四控室を代表してだいたい堀委員から御提案

になりました附帯決議を付しまして本法案に賛成をいたすものでございます。不正常授業の解消につきましては従来から非常に熱心な要望が当委員会にもございました。当委員会におきましても従来再度にわたりまして不正常授業の実態を調査いたしましたことがございます。その結果われわれとしては何とか法的な措置によって予算化し、国費の補助を得て、そうしてこの問題の解決をはかる必要があると考えておったのであります。そういう際に政府からこの法案を提出されたということはまことに当を得た措置であると考えまして心から賛意を表する次第でございます。ただ附帯決議にもありましたよ

うに、あるいはわれわれの質疑の段階においても触れましたように、今後相
当大都市における児童の自然増加が予

想されるのであります。従つて現状を基礎にした数字ではこの不正常授業を解消するということにはさらに年数が

かかるわけであります。そこで文部大臣もお答えになつておつたように、当初の計画通りやはり三年ぐらゐの計画で今後増加する自然増加による不平常授業をも解消するように努力を願いたいということ。それからなおこれらの建築についてはできるだけ鉄筋校舎を

今後増加していくことは必要であると思いますので、そういう点についても十分附帯決議の趣旨に沿うように政府において善処されたい。

なお私は第三番目に、先ほど堀委員

が北海道の風倒木の問題について、これを老朽校舎とか、あるいは不正常授業解消のための校舎建築、そういう面に利用してはどうか、こういう御意見がありました。これは私は政府として

も十分考へるべき問題であるように思ふのです。それで北海道における風倒木の総量はお話にあつたように膨大な数量に上つております。私の聞くところではこれらの風倒木を一挙に市場に出せば、そのために木材の値段が大変動を来たし、木材界に動搖を与える、そういう意味においてこの処置に困つておるというふうに聞いておるわけです。しかしこういうふうにして木材資源の乏しい日本において、これらの木材を腐らしてしまふということとはまことに私はおしいことだと思ひます。なるほどいろいろ注射をしたりして腐ることを防ぐような措置をとつておられるようですけれども、それはとても私

は万全を期することはできないと思
う。こういうものは、これはこうい
う。幸い学校建築等のために大いに利用す

べきでないかと思うのです。これは私は堀委員の発言に対しまして心から賛成でございます。これは実施できるよ

うにぜひ政府の方でも考慮を願いたいということを申し上げまして賛成意見を終ります。

○山田節男君　ただいま議題となっております。おりまする公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に対して、私は、私は日本社会党第二控室を代表して賛意を

本法律案は從來ならば地方の自治
 体、公共団体のみずからの手をもつて
 この問題を解消する努力をいたすのが
 当然でありますけれども、地方財政

の逼迫並びにことに都市におきまする人口の集中の傾向がはなはだしいというような事態からいたしまして、地方公共団体みずからの手をもってこれを解消し得るということはどうていでき

ない。これがために今回これを法制化したしまして、国庫補助によって解消しようという趣旨であります。私はこの点につきまして、この法の趣旨に對しましては賛意を表するものでございます。ただ私先ほど文部大臣からの御答弁を伺いますということと、全国で現在約三千に余るいわゆる解消促進をしなくちゃならない教室があるということとでございしますが、とかくこの国庫補助の行政に對しましてはいろいろな問題を起しておるのであります。文部省としましてはあくまで実地査定を基礎といたしまして、最もはなだしいところは二年も三年もということではないにいたしまして、早急に一つ順位を

きめ、六年でなくてはならないは三年あるいは長くても四年間にはそれを完遂せしむるというだけの私は文部省として

意気を持ってやってもらわなくてはならないと思うのであります。かような次第でございます、本法律案の趣旨

はまことに賛成でございます。

なほ堀委員から先ほど附帯決議の御
勸諭がございましたが、この内容を拝
見いたしましたしても、これまで賛成の意
を表したいと思ひます。ただこれは危
険校舎の問題で本委員会においてもい
ろいろ論議されましたが、こうして不

正常の授業を解消するために新しく校舎を改築する。私はこの機会を利用いたしまして従来のような木造と鉄筋コンクリート建との比率を、これをむしろ逆に、換言すれば鉄筋コンクリート

の永久建物の比率を高くするという方策でもってこれは国家百年子孫に代々伝わるべき建物でございますからして、しかもこれは教育施設でございしますから、この点は一つ文部省として

従来の比率をむしろ逆にして解消する
ような具体的な方策を定めていただき
たいと存じます。簡単にございませ
うが、この本案に対する賛成の意を表
する次第であります。

○加賀山之雄君 私もこの公立小学校
不正常授業解消促進臨時措置法案に賛
成をいたす次第でございます。あわせ
て堀委員から提出されました附帯決
議にも賛成をいたします。多くを申し
ませんが、従来この問題について文部
当局が非常な努力をしてこられたこと
は質疑の過程において明かでございます
が、むしろこの法律はおそきに失する
といつてもいいくらいでございます。し
て、今後においてこの附帯決議にも現
われておりますように各種の方策を立
てて、そして継続的にできるだけ早く
解消することを目途に最大の努力を払
われんことを政府に対して希望いたす
次第であります。こういう問題がとも
すれば財源がないとかあるいは不正常
ながらとにかくその日その日を過して
おるといふことのために安易な気持ちに
なつて看過されやすいのでありまし
て、先ほど申し上げましたようにこれ
はおそらく経済再建に先立つ非常な国
の基礎をかためる要件であるというよ
うに私も考えますので、何ものにも
先き立ってこれは強力な推進をお願い
いたしたい。

なほ本造の問題につきましては、附
帯決議も私は山田委員が言われました
ように弱きに失すと思つてございま
して、大巾にはなつておりますが、
私どもの見地からすれば新しく手をつ
けるものからせむとも全部鉄筋でいく
というくらい、これは非常なへんび
なところとか、多少の例外はあるとい

たしましても、それくらいの心組みで
ゆかなければいけないのじゃないかと
いうふうに、これはまことに長期的な
計画としては当を得たものであるとい
うふうに私は考えるものでございま
して、付言させていただきたいと思
つてございませう。

○松原一彦君 日本民主党を代表しま
して、衆議院から送付してこられまし
た修正案を含む全部並びにただいまの
堀委員から御提出の附帯決議を含めて
賛成いたします。

○委員長(笹森順造君) はかに御意見
もないようでありますから、討論は終
了したものと認めて御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(笹森順造君) 御異議ないと
認めます。これより採決に入ります。
公立小学校不正常授業解消促進臨時
措置法案を問題に供します。本法を原
案通り可決すべきことに賛成の方の挙
手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(笹森順造君) 全会一致でござ
います。よつて本案は全会一致を
もつて原案通り可決すべきものと決定
いたしました。

なほ、本院規則第四十四条による本会
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作
成その他自後の手続につきましては、
慣例によりこれを委員長に御一任願
いいたしますが、御異議ございま
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(笹森順造君) 御異議ないと
認めます。よつてさう決定いたし
ます。

それから報告書には多数意見者の署
名を附することになっておりますか
ら、本案を可とされた方は順次御署名
を願います。

多数意見者署名
吉田 萬次 荒木正三郎
雨森 常夫 大谷 健綱
佐藤清一郎 川口爲之助
堀 末治 加賀山之雄
安部キミ子 山田 節男
松原 一彦

○委員長(笹森順造君) 次に討論中堀
末治君から提出されました附帯決議
案についてお諮りいたします。堀末治君
提出の附帯決議案を本委員会の決議と
することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」
○委員長(笹森順造君) 全会一致であ
ります。よつて堀末治君提出の附帯決
議案は本委員会の決議とすることに決
定いたしました。

○委員長(笹森順造君) 次に私立学校
教職員共済組合法の一部を改正する法
律案を議題といたします。提出者より
提案理由の説明を求めます。衆議院議
員赤城宗徳君。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいま
上程になりました私立学校教職員共済
組合法の一部を改正する法律案につ
いて、提案の理由を御説明申し上げます。
私立学校教職員共済組合法は、御承
知の通り第十六回特別国会において、
私立学校教職員の福利厚生対策につ
いて、教育基本法第六條第二項の趣旨に
基き、国、公立学校の教職員と均衡を
保つような施策を講ずることを旨とし
て、全会一致の御賛成を得て制定せ
られたものであります。

この法律の公布によつて私立学校教
職員共済組合法は昭和二十九年一月に発
足し、以来堅実に運営され、その目的
を果しつつありますが、その対象たる
私立学校は財政的な制約があり、従つ
て教職員の給与は国、公立学校の教職
員に比して著しく低い現状であります
ので、全国の私立学校並びにその教職
員はひとしく掛金の軽減を希望いたし
ております。

本法制定当時、両院の文部委員会に
おいて政府原案に対し、国庫の補助は
少くとも百分の二十程度まで引き上げ
ることが強く要望されましたが、当時
母法ともいへば厚生年金保険法の国
の補助率が百分の十でありましたため
に、本法の修正が厚生年金保険法の改
正に影響することを理由として、衆議
院の文部委員会においては、

「国庫及び都道府県の負担は、できる
だけ大幅に補助するよう要請すること
と」ということを、また、参議院文教
委員会においては、
「第三十五條第一号の国庫補助率は、
早急に更に引上げるよう、法改正を考
慮すること」ということを附帯決議い
たし、補助率は政府原案通り百分の十
にとどめたのであります。しかしなが
ら、厚生年金保険法は、第十九回国会
において、改正が行われ、国庫の補助
率は給付に要する費用の百分の十から
百分の十五に引き上げられたのであ
ります。

このため、本法の附則第二十二項に
よつて適用除外を受けている私立学校
教職員は厚生年金保険法の改正によ
り、国庫より百分の十五の補助を受け
ることとなつたにもかかわらず、特別
法である私立学校教職員共済組合の加

入教職員は百分の十の補助であるた
め、私立学校教職員相互に国庫補助に
差異を生ずる結果となり、さらに本法
はその附則第十三項以下において、厚
生年金保険法の被保険者から私立学校
教職員共済組合に引き継がれた教職員
約一万五千余については私立学校教職
員共済組合法の給付事項が生じたとき
は、厚生年金保険法の被保険者であつた
期間がこの組合の組合員であつた期間
に合算され、私立学校教職員共済組合
より給付されることとなつております
が、この場合厚生年金保険特別会計から一
定率の費用負担を受けるに際し、給付
の条件、内容の相違及び厚生年金保
法の改正によつて、従来の厚生年金保
険の被保険者であつた当時に入会した
保険料はその大半が政令によつてかけ
捨ての状態となり、これがため、私立学
校教職員共済組合はこれに見合う財源
を負担しなければならぬことになつ
ております。

また、他方、本法がその内容を全面的
に準用しております国家公務員共済組
合と比較いたしますとき、給付費の国
庫負担は、同率の百分の十でありませ
うが、社会保険制度の財政組織上、長期
給付にあつては、平準保険料方式を採
用いたしてございまして、共済組合の収
支は未来永遠にわたつて相等する原則
が定まつており、この場合の収入は、
掛金、国庫負担金及びこれを蓄積運用
して生ずる利息の三つの要素から成り
立っておりますが、国家公務員共済組
合とは、この三つの要素のうち、特に
予定利率が異なつておりまして、国家公
務員共済組合の予定利率は四分五厘
で、私立学校教職員共済組合の場合
は五分五厘で計算されておりますので、

両者の利率には一分の相違がありますため、両者の間の国庫補助率は同率であります。実際には私立学校教職員共済組合への国庫補助額の方が少額となつて参りますため、掛金率は反対に高額となることになります。

なお、また、国家公務員共済組合法の適用を受けている公立学校教職員と比較いたしますと、その平均給与は公立学校の教職員が基本給のみで、一万六千三百二十円となつており、私立学校の教職員は、総収入の平均給与が一万一千八百九十七円となつておりますし、また国、公立学校の教職員の大部分は、恩給法の適用を受け、毎月俸給の百分の二に相当する額を納入するのみで、残りの給付に要する費用は、国または都道府県が全額を負担しており、国家公務員共済組合法の適用を受けている教職員は助教諭、用人のみであります。が、私立学校教職員共済組合は大学の学長より幼稚園の保母に至るまでその適用を受けておりますから、教職員の身分的比較においても考慮を払わなくてはなりません。これらのことは社会保険制度上からも一般勤労者の標準給与以下にあるわけでありまして、これら教職員には国庫の補助率を高め常に掛金の低減に意を注ぎ、教職員の教育意欲を奨励し、私学振興のいしづえとすべきであると考えるのであります。またそうすることが社会保障制度の理念にも合致するところであると思われまふ。

ここにおきまして、本改正案は、国の補助率を百分の十から百分の十五に引き上げようとするのであります。

以上本法制定の趣旨及び両院の附帯決議に基き、かつは他の社会保障制度

との均衡を勘案して本法律案を上程いたした次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下されんことをお願いいたします。

○委員長(笹森順造君) 本案に対する質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと認めます。

○川口爲之助君 教育に関する一、二の点につきまして伺ひたいと思ひます。そこで会期も迫つております。あるいはそういう機会を与えられないかもしれません。できる限り一つ質疑の機会を与えていただきたいということを願ひしたいと思ひます。

○委員長(笹森順造君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

七月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(案)

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度から適用する。

七月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(予備審査のための付記は五月三十日)